

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(3月分)

■令和6年3月1日～令和6年3月31日

令和6年3月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月8日	オンライン詐欺に関わるCI声明について	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	全国消費者団体連絡会は、Consumers International(国際消費者機構)とオーストラリアの加盟組織CHOICEの提起したオンライン詐欺を阻止するための世界的声明に賛同した。 オンライン詐欺は世界的な問題であり、テクノロジープラットフォームは世界中に影響を及ぼしているため、ソリューション開発には同様に全世界的なアプローチが必要であるとする。 消費者保護の観点からオンライン詐欺撲滅に向けた取組の強化を要請する。
3月8日	「電子商取引共同声明イニシアチブ」に関する声明	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	国境を越えたデータの移転に関わる規則の必要性は、消費者保護に関する論点として、各国から様々な要求が掲げられた。 特に米国は企業に国境を越えたデータの自由な流通の権利を保障するルールの確保を求めてきたが、欧州などからは消費者保護の観点から反対を表明してきた。 協議を重ねる中で米国政府より、自由なデータ移転についての要求を撤回することが表明された。 全国消費者団体連絡会は、世界の消費者団体とともに、消費者の権利擁護にとって非常に重要な変化に対し、歓迎の意思を表明することとした。 今後の国際的なルールの検討に際して、消費者保護の観点からの検討と消費者に対しての情報提供を要請する。
3月15日	特定商取引法の改正を求める会長声明	岐阜県弁護士会 会長 神谷慎一	社会の高齢化に伴い、認知症など判断能力を十分に有しない高齢者を対象とした訪問販売や電話勧誘販売の被害が増加傾向にあること、社会のデジタル化・SNSやスマートフォンの普及に伴い、インターネット通販などにおけるトラブルが増加していること、連鎖販売取引(マルチ取引)に関連するトラブルも、20歳代を中心に増加しており、2022年(令和4年)4月からの成年年齢引き下げに伴う若者の被害増加が懸念されることから、現行の特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)について被害防止のための措置を講ずる必要性のあることは明らかであり、2016年(平成28年)改正法の附則第6条の定める「所要の措置」として、被害が増加している取引類型を中心に、以下のような特商法改正を早急に行う必要がある。 1.「訪問販売」について、特商法第3条の2第2項が、消費者が「契約を締結しない旨の意思」を表示した場合に事業者の勧誘を禁止しているところ、「訪問販売お断り」といった張り紙を家の門戸に貼付した場合等について同項の適用があることを明文で規定すべきである。また「電話勧誘販売」について、特商法17条が、消費者が「契約を締結しない旨の意思」を表示した場合に事業者の勧誘を禁止しているところ、同条の規律をさらに進めて、消費者が意に反する電話勧誘を受けないようにするために、Do-Not-Call制度(電話勧誘を受けたくない人が電話番号を登録機関に登録し、登録された番号に事業者が電話勧誘することを禁止する制度)のような、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる制度を導入すべきである。 2.「通信販売」について、現行特商法では消費者によるクーリングオフ、不実告知及び重要事実の不告知の場合の取消権といった制度が設けられていない(特商法15条の4、12条の6による取消権を除く。)。これは、従来、消費者が能動的にカタログやウェブサイトを開覧して申込みを行う形態を想定し規制が設けられてきたためである。しかし、近年では、SNSなどに販売業者からのメッセージが突然送信されたことや、SNSなどの利用中に表示される広告を契機として消費者トラブルに発展するケースが多く見られる。このような場合、不意打ち性などの観点からは、訪問販売や電話勧誘販売とその危険性において何ら変わりがない。したがって、通信販売にも他の取引類型と同様又は類似の行政規制や、消費者によるクーリングオフ、不実告知及び重要事実の不告知の場合の取消権といった民事上の規制を及ぼすべきである。 3.「連鎖販売取引」について、近年では投資、副業、暗号資産などを対象とした「モノなしマルチ商法」が増加し、その勧誘方法もSNS等を利用して勧誘者の素性も分からない場合も多くなっており、個別の取引ごとに事後的に対応するのが困難化している。そこで、連鎖販売取引については、行政庁において事業者が行おうとする連鎖販売取引業の適法性・適正性等を事前に審査する手続を経ることを内容とする開業規制を導入すべきである。また、物品販売等の契約をした後に新規加入者を獲得することによって利益が得られる旨を告げてマルチ取引に誘い込む、すなわち特定利益の收受に関する説明を後出しするいわゆる「紹介利益の」後出しマルチのトラブルも増加しており、その危険性は通常のマルチ取引と同様であることから、連鎖販売取引の拡張類型として明文で規定すべきである。

<料金・物価関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月12日	【参考送付】「電力システム改革の検証に対する意見」	一般社団法人全国消費者団体連絡会	<p>2024年1月より、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会にて「第三弾改正電気事業法の施行から5年までに実施する電力システム改革の検証」が始まった。</p> <p>検証にあたり1・小売全面自由化、2・市場機能の活用、3・送配電の広域化・中立化、4・供給力確保策、5・事業環境整備、6・その他の内容についての意見募集があった。</p> <p>全国消団連は、2月21日に、家庭用小売全面自由化を中心に、以下の意見を提出した。 (提出先:経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室 電力システム改革検証担当 宛)</p> <p>対象施策) 1・小売全面自由化 意見内容1) 現時点で経過措置料金(規制料金)を存続することが適当と考えられる、との判断を評価する。 ただし、電力値上げによる家計への負担が大きくなっている状況もご理解いただき、消費者としては公正な競争環境により少しでも利用しやすい料金設定になることを望む。 意見内容2) 事業者としての規模も大きく、市場に対して多大な影響力を持っている旧一電がルール順守の先頭に立つ環境・仕組み・監視強化の体制を構築してください。</p> <p>対象施策) 6・その他(消費者への情報提供) 意見内容3) 事業者から消費者への情報提供について、電気の供給・料金プランの仕組みや再エネ賦課金、燃料調整制度による価格の動き方などについても丁寧に説明してください。 意見内容4) 経済産業省には、消費者が多様な選択ができるよう、電力システム改革や電力自由化の全体像が見えるように、わかりやすく整理して、説明を尽くしてください。検証のための客観的な評価軸を定めて、あらゆる側面から網羅的に検証を進めてください。また、電力システム改革により、電気料金などの消費者への影響(メリット・デメリット)を情報提供してください。</p> <p>対象施策) 6・その他(電源構成について) 意見内容5) 再生可能エネルギーについて、電力システム改革による効果を評価し、国の再生可能エネルギーの最大限導入の方針のもと、さらなる導入拡大を目指してください。原子力については、原発依存度を低減し、原子力回帰につながらないようにしてください。</p>

<p>3月12日</p>	<p>【参考送付】LPガス問題に関する2本の意見(「改正省令(案)」に対する意見、「液石WG中間とりまとめ(案)」に対する意見)を提出しました</p>	<p>一般社団法人全国消費者団体連絡会</p>	<p>LPガスは、国内の約4割の世帯で利用されている、生活に欠かせないエネルギーである。もともと自由な料金設定が可能なことから、料金体系やその内訳が消費者に開示されないなど料金の不透明問題、建築事業者および家主がLPガス事業者に無償配管やガス器具等の無償貸与を求める商慣行(過大な営業行為)による料金への転嫁など、多くの問題があった。</p> <p>全国消団連は、2017年の都市ガスの自由化に合わせて、その競合相手としてのLPガスの料金透明化、取引適正化を求めて学習会の開催、意見提出などの活動を行っている。</p> <p>行政でも2016年に総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ(WG)を設置し、省令改正やガイドライン策定を行ったほか、2021年の「賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提供」などの対策が進められたが、根本的な課題解決には至らなかった。</p> <p>2023年3月、課題解決に向けてWGが再開し、約1年の審議を経てまとめられた、中間とりまとめ(案)と、液石法省令改正(案)の意見募集に対し、全国消団連は、以下の意見を3月8日に提出した。</p> <p>提出先(いずれも): 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室パブリックコメント担当</p> <p>1本目 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に対する意見 【該当箇所】(販売の方法の基準)十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること 【意見内容】「提示するよう努めること」部分、「通知すること」に改めていただきたい。</p> <p>2本目 「総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会資源開発・燃料供給小委員会液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ(案)」に対する意見 【該当箇所1】P24、「制度見直しの実効性を確保するための方策」(国土交通省との連携) 【意見内容1】今後の取組として「国交省から所管業界に対して、監督方針を示す文書のようなものを通じて、入居希望者への情報提供(料金情報等)を行うことと、もしLP事業者側から過大な営業が行われた場合は受け付けない旨の注意啓発・指導していくこと」を記載いただきたい。</p> <p>【該当箇所2】P21、「制度見直しの実効性を確保するための方策」(監視・通報体制の整備) 【意見内容2】消費者庁との連携による特定商取引法違反(不実告知等)の行政措置等を含めて、監視通報体制が適切に機能するよう、規制当局の人員体制も含めて執行体制の整備に取り組み、法執行強化につなげていただきたい。そのために、早急に、取引検査マニュアルの作成・周知徹底・検査員の教育・研修を実施し、定期的な検査体制を強化いただきたい。</p> <p>【該当箇所3】P18、P19、「三部料金制の徹底」(設備費用の外出し表示・計上禁止)(対応方針) 【意見内容3】「今後継続するWGの残された検討課題として、既存契約者の契約是正について検討していくことが求められる」ことを記載いただきたい。</p> <p>【該当箇所4】P20、「賃貸集合住宅等におけるLPガス料金等の情報提供」(対応方針) 【意見内容4】LPガス料金等の入居希望者への情報提供(事前提示)は努力義務でなく、義務にしていきたい。</p> <p>【該当箇所5】P20、「賃貸集合住宅等におけるLPガス料金等の情報提供」(対応方針) 【意見内容5】「LPガス料金の透明化の実効性確保のため、宅建業者が、宅建業法の重要事項説明を行う際に、必ず書面にてLPガス料金、設備費用について説明を行っていくことが求められる」ことを記載いただきたい。</p> <p>【該当箇所6】P24、「制度見直しの実効性を確保するための方策」(国土交通省との連携) 【意見内容6】「今後の取組としては、以下が予定されているが、本WG等における意見も踏まえ、更に踏み込んだ取組を進めていくことが期待される。」の「期待される」ではなく、「求められる」との記載にいただき、その下の項目に「不動産管理会社や不動産仲介業者等の不動産関係者、建設業者にもLPガス事業者同様の規制をかけられるよう、宅建業法の見直し等を検討していくことが求められる」「LPガス料金の透明化の実効性確保のため、宅建業者が、宅建業法の重要事項説明を行う際に、必ず書面にてLPガス料金、設備費用について説明を行っていくことが求められる」を加えていただきたい。</p> <p>【該当箇所7】P25、「制度見直しの実効性を確保するための方策」(消費者庁との連携) 【意見内容7】「液石法改正を前に、LP大手やブローカーの特商法違反の恐れがある駆け込み営業行為が行われないよう、特定商取引法違反(不実告知等)の行政措置等を含めて、執行強化する。」「LPガス問題について、次期の消費者基本計画に今後も引き続き注視する課題として盛り込む。」ことを追記いただきたい。</p>
--------------	---	-------------------------	---

<食品表示関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月28日	小林製薬「紅麴」関連商品の即時販売禁止と徹底した原因究明・再発防止を求めます	主婦連合会 会長 河村真紀子	小林製薬の「紅麴」のサプリメントによる腎疾患等の健康被害による被害者は、現時点で死亡2名、入院106名にのぼることが報道されている。同社は商社や食品メーカーなど52社に問題の「紅麴」を原材料として供給したことを明らかにしており、いまだ被害の全容は把握できていない状況である。一部に意図しない成分が含まれている可能性があり、原因の特定を急いでいるとのことであり、小林製薬及び供給先のメーカー等が自主回収を進め、厚生労働省は大阪市に対し、食品衛生法に基づき製品の廃棄命令などの措置を取るよう通知を出したことが報道されている。私たちは、小林製薬による情報提供の遅れ、自主回収まかせの行政による対応の遅れにより、被害の拡大を招いていることを強く懸念し、行政機関による迅速な対応を強く求める。4月より厚生省より食品衛生基準行政が消費者庁へ移管されるが、移管の手續の混乱により今回の問題の対応に決して遅れ等が生じることが無いようにしてほしい。これ以上の被害拡大を防ぐために、また原因究明と再発防止が的確に行われるよう、問題の「紅麴」関連の全商品の即時販売禁止を含め、以下のことを求める。 1.小林製薬及び供給先の事業者がこれまでに販売した「紅麴」関連商品を直ちに販売禁止とすること。 2.消費者に対して、小林製薬が供給した「紅麴」が含まれるすべての食品のリストを公表し、直ちに摂取を止めるよう広く注意喚起を行うこと。 3.健康被害の全容を把握し、被害者を適切に救済すること。 4.直接的要因に留まらず、組織的、構造的問題を含め本件の原因究明を行い、的確な再発防止策を施すこと。 5.安全性を事業者任せとしている機能性表示食品制度のあり方そのものについて、抜本的改革を進めること。

<消費者行政の在り方:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月25日	「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」の動画配信を求めます	全国消費者行政ウォッチねっと	消費者にとつとりわけ重要な消費者法制の将来を検討する消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会について、会議の様子を録画の上、少なくとも議事録公表までの間、YouTube等を通じてオンライン配信するよう、強く要望する。

<その他:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月15日	『昭和大学研究活動における不正防止規程』に基づく調査実施等の要請書～HPVワクチンの子宮頸がん予防効果に関する小貫講師らの論文について～	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	昭和大学医学部産婦人科学講座の講師らが発表した、HPVワクチンの子宮頸がん予防効果に関する論文について、当会議は、昭和大学に対し、以下の通り要請する。 1.『昭和大学研究活動における不正防止規程』に基づき、本論文の内容が同規程における研究活動上の不正行為に該当するか否かについて早急に調査を実施し、その結果を公表して再発防止をはかること 2. 本件プレスリリース及び広報記事をすみやかに削除したうえで、削除理由を具体的に公表すること、また、作成経緯等について早急に調査を実施し、その結果を公表して再発防止をはかること 要請の理由は以下の通り。 1.「HPVワクチンの有効性を強く示唆する」と結論づけていること 2. 全国がん登録データでは、HPVワクチン接種率が極めて低い年齢階層や接種率ゼロ%の年齢階層でも罹患率が減少していることから、20～29歳の若い日本人女性において新たに子宮頸がん(浸潤がん)と診断された症例の減少がHPVワクチンの有効性を示唆するとは言えないこと 3. 以上2点より、本論文は「研究活動上の不正行為」に該当する疑いがある 4. さらに、本論文に関する広報内容が、あたかも有効性が確認されたかのような印象(誤解)を与えるものになっている
3月4日	高齢者の肺炎球菌ワクチンに関するテレビ等のDTC広告の中止等を求める要請書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	MSD社は、高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンに関するテレビ等のDTC広告をやめること、また、厚生労働省は同広告をやめるようMSD社を指導することを求める。要請の理由は以下の通り。 肺炎球菌ワクチンは2014年より定期接種化され、経過措置が設けられていたが、本年3月に経過措置が終了する。経過措置終了を前にMSD社が行っているテレビ等の広告について、以下の問題がある。 (1)適正広告基準違反 (2)誤解と不安を招く不適切な内容 (3)駆け込み接種を促す不適切な内容

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から16件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:7件、表示関係(食品表示を除く):3件、その他:6件)。寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。